民 生 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年８月 21 日（金）
　　午前 10 時
場所　第三委員会室）

○　所管事項の報告について

１　新生児応援特別給付金事業について

２　八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

３　八戸市休日歯科診療所条例の一部改正（案）の概要について

４　産婦健康診査事業の実施について

５　ロタウイルスワクチンの定期予防接種化について

６　令和２年度霊園維持管理料督促状の誤送付について

７　八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

８　南極観測船砕氷艦「しらせ」の八戸港入港について

９　緩和ケア病棟の一部運用開始について

10　令和元年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について

11　八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について

12　八戸市立市民病院条例の一部改正（案）の概要について

民生協議会資料
令和２年８月 21 日
福祉部　福祉政策課

新生児応援特別給付金事業について

１　趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月 20 日閣議決定）として実施されている特別定額給付金の対象外となっている新生児を対象に、市独自の給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に不安を抱えながら予防対策に留意している子育て世帯を応援するもの。

２　給付対象者

令和２年４月 28 日から令和３年４月１日までに出生し、出生日に当市の住民基本台帳に記録された新生児

３　給付額

給付対象者（新生児）１人につき 10 万円

４　給付対象者数

1,500 人（見込み）

５　申請・受給権者

給付対象者（新生児）と同一世帯に属する保護者で、次のいずれかの要件を満たす者

①令和２年４月 27 日に当市の住民基本台帳に記録されており、申請日まで継続して当該住民基本台帳に記録されている者

②令和２年４月 28 日以降に転入し、申請日まで継続して当市の住民基本台帳に記録されている者

６　申請方法

原則として郵送による

・令和２年９月 30 日までに出生届が提出された新生児
　⇒ 10 月中旬に保護者へ申請書を送付

・令和２年 10 月１日以降に出生届が提出された新生児
　⇒ 随時保護者へ申請書を送付

７　給付方法及び給付時期

原則として口座振込とし、申請受付後概ね１～２週間を目途に給付

民生協議会資料
令和２年８月21日
福祉部子育て支援課

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

１．改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が行う研修の修了者を加えるためのもの。

２．改正内容

これまで、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、省令第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとされていた。今般、放課後児童支援員認定資格研修の実施に係る事務・権限について、都道府県知事及び指定都市の長に加え、中核市の長も研修を実施できることになったことから、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が行う研修の修了者を加える。

３．施行期日

公布の日

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ８ 月 ２１ 日
健康部保健所保健総務課

八戸市休日歯科診療所条例の一部改正（案）の概要について

１．改正の理由

八戸市総合保健センター内に新設し、６月７日から診療を開始している休日歯科診療所の保険外診療に係る使用料を定めるためのもの。

２．主な改正内容

現行の条例では、使用料の額については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）歯科診療報酬点数票により算定した額とすることとしているが、保険適用外の診療の使用料の額について、市長が別に定められることとするもの。

３．施行期日

公布の日から施行する。

４．その他

具体的な使用料の額については、八戸市休日歯科診療所条例施行規則で定めることとする。

民　生　協　議　会　資　料
令　和　２　年　８　月　２１　日
健康部保健所健康づくり推進課

産婦健康診査事業の実施について

１．目　　的

母子保健法第 13 条の規定に基づき、産後の抑うつ状態の早期発見及び新生児への虐待の予防を図るため、産後２週間、産後１か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ることを目的とする。

２．事業概要

⑴ 対　象　者　　八戸市に住所を有する令和２年９月１日以降出産した産婦

⑵ 方　　法　　産科医療機関等での個別健診（青森県医師会等に委託）

⑶ 内　　容　　問診、診察、体重・血圧測定、尿検査
メンタルヘルスチェック（エジンバラ産後うつ病質問票等）

※健康診査の結果、心身に不調の疑いのある産婦については、速やかに産科医療機関等と連携し、家庭訪問や産後ケア事業において支援を行う。

⑷ 回　　数　　１人２回まで（おおむね産後２週間、産後１か月）

⑸ 費用の負担　　・１回につき５千円までは全額市が負担
・５千円を超えた分は自己負担
・市負担分の 1/2 は、国庫補助を充当

３．開始時期

令和２年 10 月１日

４．周　　知

・令和２年９月１日以降に妊娠届出された方には、母子健康手帳とともに受診票交付
・令和２年８月 31 日までに妊娠届出された方で９月１日以降に出産された方には、出産を確認し受診票を郵送
・「広報はちのへ 10 月号」「八戸市ホームページ」に掲載
・市内産科医療機関等にポスターなど掲示

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ８ 月 ２ １ 日
健康部保健所 保健予防課

ロタウイルスワクチンの定期予防接種化について

１．理由

本年１月 17 日、予防接種施行令が一部改正され、ロタウイルスの予防接種が 10 月１日から定期接種に追加されることとなったため。

２．概要

乳幼児のうちに、ほとんどの子どもが感染するロタウイルス感染症（嘔吐・下痢を起こすロタウイルス胃腸炎等）を予防するワクチンで、経口接種（飲む）生ワクチン。

(1) ワクチン　① 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（以下「ロタリックス」とする）
② 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（以下「ロタテック」とする）

(2) 対象者　令和２年８月１日以後に生まれた、次に掲げる者
① ロタリックスを接種する場合は、生後６週から生後 24 週までの間にある者
② ロタテックを接種する場合は、生後６週から生後 32 週までの間にある者

(3) 対象者から除外される者
・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者
・先天性消化管障害を有する者（その治療が完治した者を除く）
・重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(4) 接種場所　受託医療機関での個別接種

(5) 接種方法　次のいずれかのワクチンを経口投与する。なお、初回接種は、生後２月に至った日から出生 14 週６日までを標準的な接種期間とする。
① ロタリックスは、27 日以上の間隔で２回
② ロタテックは、27 日以上の間隔で３回

(6) 接種料金　無料

(7) その他　令和２年 10 月１日の定期接種化より前に任意接種として受けた者は、任意接種した回数分は当該定期接種を受けたものとみなす。

３．接種開始日　令和２年 10 月１日（木）

４．周知方法
・ 対象者への個別通知
・ 市ホームページ掲載
・ 広報はちのへ 10 月号（令和２年９月 20 日発行）

民　生　協　議　会
令和２年８月21日
市民防災部市民課

令和２年度霊園維持管理料督促状の誤送付について

１　経　緯

令和２年度霊園維持管理料（令和２年６月30日納期限）について、未納の霊園使用者に対し、７月20日付で督促状を送付したところ、口座振替済みの霊園使用者に誤って督促状が送られたものである。

２　対象者数及び金額

⑴対象者数　171人
⑵金額　　612,900円（2,650円～7,890円／人）

３　原　因

霊園管理システムによる銀行振込データの一括処理時に、データ処理上の不具合により一部のデータが反映されずに処理が終了したことから、口座振替済の霊園使用者の一部の方が未納者として抽出された。

その後、調査、確認作業を行ったが、不具合発生の原因の特定までは至らなかった。

一方で、システム上の問題として、処理に異常があった場合でもエラー表示などされないことが判明した。このことから、正常に終了したものと誤認識したため、口座振替済の方が未納者に含まれていると想定できなかった。

また、未納者リストには、口座振替などの納付方法の記載がないことから、今回のケースでは十分な確認ができなかった。

これらのことも、誤送付につながった要因である。

４　対　応

７月21日付で対象者に対して、お詫びと内容説明の文書を送付した。

また、８月５日付で督促処分取消通知書を送付した。

今後は、霊園管理システムにおける督促状作成のプログラムをチェックし、処理結果を検証できるようシステムの改修を行うとともに、複数体制によるデータ確認を徹底し、再発防止を図る。

民 生 協 議 会 資 料
令 和 2 年 8 月 21 日
市民防災部介護保険課

八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）の概要について

1　改正の理由

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所における管理者の資格に係る要件の緩和及び特例の期限の延長をするためのものである。

2　改正の主な内容

⑴　主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とすることができる旨を規定する。

⑵　令和３年３月 31 日時点の管理者が主任介護支援専門員ではない介護支援専門員である指定居宅介護支援事業所については、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる特例を令和９年３月 31 日まで延長する。

3　施行期日

２⑴については、令和３年４月１日から施行する。２⑵については、公布日から施行する。

4　参考

平成 30 年４月の基準省令改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないと規定され、経過措置が令和３年３月 31 日まで設けられた。

民　生　協　議　会　資　料
令　和　２　年　８　月　２　１　日
市民防災部防災危機管理課

南極観測船 砕氷艦「しらせ」の八戸港入港について

１　行事日程

日　付	時　間	内　容
9 月 25 日（金）	10:00	入港
	10:30～11:00	入港歓迎式典
9 月 26 日（土）	8:00～16:30	特別公開（高校生など事前申込者）
9 月 27 日（日）	9:00～15:30	市民向け公開
9 月 28 日（月）	14:00	出港

２　場　所

八戸港八太郎４号ふ頭Ｐ岸壁

３　砕氷艦「しらせ」概要

・平成 21 年 5 月 20 日就役
・基準排水量　12,650 t
・主要寸法　　全長　138m、幅　28m、喫水　9.2m
・出力　　30,000 馬力
・速力　　19kt（約 35 km/h）
・搭載機　　輸送ヘリコプター２機
・乗員　　約 170 名（ほかに観測隊員約 80 名が乗艦可）
・八戸港入港は平成 29 年以来５回目

民生協議会資料
令和２年８月21日
市民病院 管理課

緩和ケア病棟の一部運用開始について

当院の緩和ケア病棟は、コロナ禍の影響により、令和２年５月の運用開始を延期していたところでありますが、このたび、病床数を限定し、下記のとおり一部運用開始することとしたので、お知らせします。

１　運用開始予定日　　令和２年９月１日（火）

２　運用病床数　　20床のうち最大５床程度とする

３　理　由

（１）感染対策について

緩和ケア病棟における家族等の面会について、次のとおり面会ルールを設定し、感染対策の徹底を図ることとする。

【緩和ケア病棟の面会ルール】

ア）面会について　当初の構想では24時間可能としていた面会を原則禁止とし、主治医が患者並びに患者家族と相談し、感染リスクを考慮して面会の可否や面会時間、付添の必要性を都度判断するものとする。

イ）感染対策　サーモグラフィによる体温測定、緩和ケア病棟看護師による問診のほか、面会者の手指消毒、マスク着用の徹底を行う

ウ）面会人数　一患者に対し、一度に面会できる者は２名までとする

（２）看護師配置について

当院は、新型コロナウイルス感染症対応病床を18床（東１階病棟６床、救命救急センター内の２床、西７階病棟10床）設置し、本来緩和ケア病棟に配置予定の看護師（20名）も感染症対応病床における感染疑い患者及び他の病棟での発熱患者の対応に充てているところである。

上記の対応は当面継続しながらも、院内のコロナウイルス検査体制が整備されてきたこともあり、最大５床程度であれば、緩和ケア病棟への看護師（常時３名）の配置が可能と判断したもの。

４　新型コロナウイルス感染患者増加の際の対応について

当院において、新型コロナウイルス感染症による入院患者が対応病床を上回るほど急増する事態となった場合は、当該対応を最優先とするため、緩和ケア病棟の運用の再延期や運用後の一旦中止等をすることもあり得る。

民生協議会資料
令和2年8月21日
市民病院管理課

令和元年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について

- 患者数の状況について、入院患者数は延べ19万739人で前年度に比べ1,870人減少しましたが、一般病床の病床利用率は89.3%と高い利用率を維持しました。外来患者数は延べ24万4,375人で前年度に比べ310人の微増となりました。

- 収入の状況について、事業収益の決算額は201億5,200万円で、VRE対策等により、新入院患者数は減少しましたが、手術件数の増加などにより前年度の診療単価を上回ったことで、前年度に比べ2億4,000万円、率にして1.2%の増となりました。

- 支出の状況について、事業費の決算額は192億2,300万円で、給与費（特に医師・看護師手当）や材料費（特に抗がん剤等の薬品費）が増加したことにより、前年度に比べ9億4,900万円、率にして5.2%の増となりました。

- この結果、収支差引では9億2,900万円の黒字を確保し、令和元年度末現在の累積欠損金は、7億1,400万円となりました。

（単位：百万円、%）

	令和元年度 決算見込額(A)	平成30年度 決算額(B)	対前年度比較	
			増減額(A)－(B)	増減率
事業収益	20,152	19,912	240	1.2
①医業収益	17,897	17,672	225	1.3
うち入院収益	12,644	12,528	116	0.9
うち外来収益	4,291	4,107	184	4.5
②医業外収益	1,741	1,826	△ 85	△ 4.7
③特別利益	514	414	100	24.2
事業費	19,223	18,274	949	5.2
④医業費用	18,081	17,263	818	4.7
うち給与費	9,078	8,626	452	5.2
うち材料費	4,987	4,765	222	4.7
うち経費	2,877	2,714	163	6.0
⑤医業外費用	1,142	970	172	17.7
⑥特別損失	0	41	△ 41	△ 100.0
医業損益（①－④）	△ 184	409	△ 593	△ 145.0
経常損益（①＋②－④－⑤）	415	1,265	△ 850	△ 67.2
純損益（事業収益－事業費）	929	1,638	△ 709	△ 43.3
累積欠損金	714	1,643	△ 929	△ 56.5

民生協議会資料
令和2年8月21日
市民病院管理課

八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について

- 市民病院では、総務省の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成29年3月に【八戸市立市民病院新改革プラン】を策定し、健全な経営状況の維持に努めています。
- プランの対象期間は平成28年度から令和2年（平成32年）度までの5年間です。
- 令和元年度における「経営の効率化に係る数値目標」の達成状況は下表のとおりです。
- VRE対策等の影響により、多くの項目で目標値を僅かに下回る結果となりました。改革プラン最終年度となる令和２年度も、新型コロナウイルス感染症による影響で先行きは不透明な状況ですが、少しでも目標達成項目数が増加するよう経営改善に努めてまいります。

経営の効率化に係る数値目標	R1年度実績値	目標値	達成状況の評価
1　経常収支比率（%）	102.2	103.0 以上	△
2　医業収支比率（%）	99.0	100.0 以上	△
3　累積欠損金（百万円）	714	2,330 以下	○
4　給与費 対医業収益比率（%）	50.7	50.0 以下	△
5　材料費 対医業収益比率（%）	27.9	26.0 以下	△
6　経費 対医業収益比率（%）	16.1	17.0 以下	○
7　1日平均入院患者数（人/日）	521	553 以上	△
8　1日平均外来患者数（人/日）	1,018	1,013 以上	○
9　入院診療単価（円）	66,289	59,400 以上	○
10　外来診療単価（円）	17,557	13,800 以上	○
11　一般病床利用率（%）	89.3	93.0 以上	△
12　一般病床平均在院日数（日）	14.0	13.3 以下	△

※　達成状況の評価基準について

○　目標を達成したもの　（目標値の１００%以上）

△　未達成だが目標に近い実績のもの　（目標値の９０%～９９%）

×　未達成で目標を大幅に下回っているもの　（目標値の９０%未満）

民　生　協　議　会　資　料
令 和 ２ 年 ８ 月 ２ １ 日
市　民　病　院　医　事　課

八戸市立市民病院条例の一部改正（案）の概要について

１　改正理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、再診加算料の算定の対象となる再診について規定の整備をするためのものである。

２　改正内容

再診加算料に関する規定中、紹介先である医療機関のうち、診療所以外の「他の病院」の条件を「許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。）の数が 400 未満のもの」から「病床数が 200 未満のもの」に改正するものである。

３　施行期日

令和 2 年 10 月 1 日